

小樽市「認知症の方にもやさしいお店・事業所」登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、認知症の方が住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしく暮らし続けられるよう認知症を正しく理解し、適切に対応する小樽市内の店舗や事業所を小樽市「認知症の方にもやさしいお店・事業所」(以下「登録店舗等」という。)として登録し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 認知症の方にもやさしいまちづくり協力項目
 - (1) 認知症サポーター養成講座の受講等、認知症について理解を深めるよう努めます。
 - (2) 「認知症の方への対応の心得」を意識して、やさしく、ゆっくり、丁寧に対応します。
 - (3) 認知症の方が、安心して暮らすことができる地域づくりのための取組を可能な限り推進します。
- 2 認知症の方への対応の心得
配慮が必要な市民に対する対応の方法について、別記1に定めたもの
- 3 認知症の方にもやさしいお店・事業所ステッカー(以下「ステッカー」という)
当該店が登録店舗等である旨を表示する別記2に定めるマークを表示したステッカー

(登録の対象)

第3条 市内に所在する店舗や事業所等(例:スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、調剤薬局、小売店、理美容室、飲食店、クリーニング店、ホテル・旅館、金融機関、医療機関、運送会社、タクシー会社など)を対象とする。ただし、介護保険事業所は対象外とする。

- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる業種又は企業・団体は登録をすることができない。
 - (1) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第19号)第2条第1号から第2号に規定する者が関与又は経営をしている事業所等
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
 - (3) 各種法令等に違反している企業・団体
 - (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業・団体
 - (5) 社会問題を起こしている業種又は企業・団体
 - (6) 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業・団体
 - (7) その他前各号に準ずる業種又は企業・団体

(登録基準)

第4条 登録の基準は、次の各号をすべて満たすものとする。

- 1 第2条第1項に定める「認知症の方にもやさしいまちづくり協力項目」に賛同すること。
- 2 ステッカーを店舗等の目立つ位置に掲示すること。
- 3 本市が実施するアンケート等に協力すること。

(登録の申請)

第5条 登録を申請する場合は、小樽市「認知症の方にもやさしいお店・事業所登録申請書」(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(登録)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、登録基準を満たすと認めるときは、小樽市「認知症の方にもやさしいお店・事業所登録通知書」(様式第2号)及びステッカーを登録店舗等に交付するものとする。

(登録の変更及び解除)

第7条 登録店舗等は、その名称、所在地等を変更したとき、又は登録を解除しようとするときは、遅滞なく小樽市「認知症の方にもやさしいお店・事業所登録変更・解除届」(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申出があったときは、当該登録の解除を承諾するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録店舗等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する登録の対象及び第4条に規定する登録基準を満たさなくなったとき。
- (2) その他、市長が登録店舗等としてふさわしくないと認めたとき。

2 前条の解除及び前項の規定により登録の解除を受けた登録店舗等は、速やかにステッカーを撤去しなければならない。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。